

第十四条を次のように改める。

(通知)

第十四条 所轄庁(免許管理者を除く。)は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、すみやかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するとき。

二 第十条第一項第二号に該当するとき(懲戒免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。)

三 第十一条第一項に該当する事実があると思料するとき。

第三章中第十四条の次に次の一条を加える。

(報告)

第十四条の二 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項に定める事由に該当すると思料するときは、すみやかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

第十六条の五 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する小学校の教諭若しくは講師又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

2 工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は第十六条の四第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、第二号の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する中学校若しくは中等教育学校の前期課程の教諭若しくは講師又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の中学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三条の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第二項(第十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して免許状を返納しなかつた者

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、附則第六項を附則第四項とする。

附則第七項の表備考第一号中「附則第十一項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第八項を附則第六項とし、附則第九項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第十四項を削り、附則第十五項を附則第十二項とし、附則第十六項を附則第十三項とする。

附則第十七項中「附則第七項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十八項を附則第十五項とし、附則第十九項を附則第十六項とし、附則第二十項を附則第十七項とする。

別表第一備考第一号中「別表第七」を「別表第八」に改める。

別表第三備考第一号、第二号及び第六号中「及び別表第七」を「、別表第七及び別表第八」に改め、同表備考第八号中「勤務する学校の所在する都道府県の授与権者」を「免許管理者」に改める。

別表に次の一表を加える。  
別表第八(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする学校の免許状	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における教諭又は講師(これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教諭又は講師を含む。)として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得する単位
許状の種類			
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	三	一三
中学校教諭二種免許状	中学校教諭普通免許状	三	一一
	小学校教諭普通免許状	三	一四
	高等学校教諭普通免許状	三	九
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く)	三	一一
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	三	六

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第五条第三項、第六条第一項及び第九条第二項の改正規定、第十六条の四の次に一条を加える改正規定、附則の改正規定、別表の改正規定(別表第三備考第八号の改正規定を除く。)並びに附則第三条の規定は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)(第五条第一項第六号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に新法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受けた者について適用し、施行日前に改正前の教育職員免許法(以下「旧法」という。)(第十一条に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び施行日前に旧法第十一条ただし書に規定する処分を受けたことにより施行日に附則第四条又は第六条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例による。

第三条 第九条第二項の改正規定の施行の際現に旧法第五条第二項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 新法第十条第一項第二号の規定は、施行日以後に同号に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十一条ただし書に規定する処分を受けた者については、なお従前の例による。